経営管理権集積計画

1 個別事項

						理権の設定	定を受ける	る市町	(名称)			(所在地)		
	整 理番 号	R7下吉 田23林	_	1	村(乙	(,)			秩父市長	清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	番 号	班		1		理権を設定	定する森林	木の森	(氏名又は	名称)		(住所又は所在地)		
					林所有	者 (甲)								
	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)				経営管理	 経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	· 所在	秩父市吉田阿熊 724 23 16			地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
1	秩父市吉田阿熊	724	23	161-1	山林	0.0026	スギ	79	2025. 7. 1	2036. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市吉田阿熊	725	23	1	山林	0. 1077	1	-	11	"	IJ	II	JJ	
3	秩父市吉田阿熊	726	23	162	山林	0. 0284	スギ	73	11	"	IJ	II.	"	
4	伏文印百田門熊	720	23	163	山林	0.0264	スギ	73	IJ	"	11	JJ	IJ	
5	秩父市吉田阿熊	760	23	176-1	山林	0. 0142	スギ	58	IJ	"	11	IJ	IJ	
6			23	177-1	山林		スギ	65	IJ	"	11	JJ	IJ	
7	独 公古士田阿能	781	23	177-2	山林	0. 2076	スギ	51	IJ	"	11	IJ	IJ	
8	─ 秩父市吉田阿熊	101	23	177-2	山林	0. 2070	ヒノキ	51	IJ	"	11	II.	IJ	
9	9		23	177-3	山林		スギ	65	IJ	"	11	IJ	IJ	
10	秩父市吉田阿熊	786	23	1	山林	0. 036	-	-	11	"	IJ	II	"	

	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける和	集林 (A)				経営管理		木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
11	秩父市吉田阿熊	787	23		山林	0. 0849	_	I	2025. 7. 1	2036. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
12	秩父市吉田阿熊	788	23	176-3	畑	0. 1176	スギ	50	11	"	IJ	II	JJ	
13	秩父市吉田阿熊	800	23	22-2	畑	0. 1186	スギ	50	11	"	IJ	II	JJ	
14	秩父市吉田阿熊	831	23	ı	畑	0. 1619	-	1	11	"	"	II	"	
15	秩父市吉田阿熊	847	23	_	畑	0.0538	_	_	11	"	"	II	"	
16	秩父市吉田阿熊	876	23	41	山林	0. 0198	ヒノキ	42	11	"	"	II	"	
17		870	23	42	ЩЖ	0.0198	アカマツ	62	11	"	IJ	II	JJ	
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

	Z :	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市吉田阿熊	724	23	161-1	山林	0. 0026	スギ	79					
2	秩父市吉田阿熊	725	23	1	山林	0. 1077	I	-					
3	秩父市吉田阿熊	726	23	162	山林	0. 0284	スギ	73					
4	伏 文印 日 田門原	720	23	163	山林	0.0204	スギ	73					
5	秩父市吉田阿熊	760	23	176-1	山林	0. 0142	スギ	58					
6			23	177-1	山林		スギ	65					
7	秩父市吉田阿熊	781	23	177-2	山林	0. 2076	スギ	51					
8	(大人们 II 田門原	701	23	177-2	山林	0. 2070	ヒノキ	51					
9			23	177-3	山林		スギ	65					
10	秩父市吉田阿熊	786	23	1	山林	0. 036	ı	ı					
11	秩父市吉田阿熊	787	23	-	山林	0. 0849	-	-					
12	秩父市吉田阿熊	788	23	176-3	畑	0. 1176	スギ	50					
13	秩父市吉田阿熊	800	23	22-2	畑	0. 1186	スギ	50					
14	秩父市吉田阿熊	831	23	1	畑	0. 1619	ı	ı					
15	秩父市吉田阿熊	847	23	_	畑	0.0538	_	_					

	۲.	が経営管	理権の	設定を受	をける	森林(A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
16	秩父市吉田阿熊	876	23	41	山林	0.0100	ヒノキ	42					
17	伏又川吉田門熊	870	23	42	ШЖ	0. 0198	アカマツ	62					
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
	この計画			e lamali	(-))							~	
	権利	の設定を	だめける	方市町村	(乙)				住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	る森材	木の森林原	听有者	(甲)			住 所(同上)			印	

(記載注意)

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	724	23	161-1	
2	秩父市吉田阿熊	725	23	_	
3	秩父市吉田阿熊	726	23	162	
4	大人山 日 田門原	120	23	163	
5	秩父市吉田阿熊	760	23	176-1	
6			23	177-1	
7	秩父市吉田阿熊	781	23	177-2	
8	(人人们 日 田 PT)(R	701	23	177-2	<経営管理実施権が設定される場合>
9			23	177-3	○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
10	秩父市吉田阿熊	786	23	_	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
11	秩父市吉田阿熊	787	23	_	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行う。
12	秩父市吉田阿熊	788	23	176-3	
13	秩父市吉田阿熊	800	23	22-2	 <経営管理実施権が設定されない場合>
14	秩父市吉田阿熊	831	23	_	○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
15	秩父市吉田阿熊	847	23	_	○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
16	秩父市吉田阿熊	876	23	41	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの
17	(人人们 日 田 PT)飛	010	23	42	目視によって判断できる限りで行う。
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	724	23	161-1	
2	秩父市吉田阿熊	725	23	1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
3	秩父市吉田阿熊	726	23	162	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した
4	依 又 印 百 田門熊	720	23	163	「病る性質及の心の性性質性性に病る性質(無体体験の体験科、無体の体験等に多りる性質)として石が昇足した 額を控除した額とする。
5	秩父市吉田阿熊	760	23	176-1	(2 大社の販売収益の質字大社)
6			23	177-1	【 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
7	秩父市吉田阿熊	781	23	177-2	
8	(人人们 日 田 PT) (R	701	23	177-2	【(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に
9			23	177-3	提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
10	秩父市吉田阿熊	786	23	_	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す
11	秩父市吉田阿熊	787	23	_	る。
12	秩父市吉田阿熊	788	23	176-3	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当 たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
13	秩父市吉田阿熊	800	23	22-2	□○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
14	秩父市吉田阿熊	831	23	_	る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
15	秩父市吉田阿熊	847	23	_	の領に基づいて経貨を昇足りることができる。
16	秩父市吉田阿熊	876	23	41	(4. 留意事項)
17	MAN D BEING	010	23	42	□ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)に □ より算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
18					○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
19					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
20					<経営管理実施権が設定されない場合>
21					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
22					
23					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
24					○ □が性質目性でリノに妙に女しに性質は□が気型するものとする。
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

1.7475

					経営管	理権の設定	定を受ける	る市町	(名称)			(所在地)		
	整 理番 号	R7下吉 田23林	_	2	村(乙	1)			秩父市長	清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号		
	番号	班		_		理権を設定	定する森林	木の森	(氏名又は	(名称)		(住所又は所在地)		
					林所有	者(甲)								
	乙	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)				経営管理	 経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	株父市吉田阿熊 602-1 23 51-			小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	ででいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	
1	秩父市吉田阿熊	602-1	23	51-3	保安林	0. 032	その他広	67	2025. 7. 1	2036. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市吉田阿熊	602-2	23	1	保安林	0.0047	1	-	IJ	IJ	IJ	JJ	"	
3			23	50			スギ	80	IJ	"	IJ	II	"	
4	秩父市吉田阿熊	603-1	23	51-1	保安林	0. 1506	スギ	80	IJ	"	IJ	II	"	
5			23	51-2			その他広	67	IJ	"	IJ	II	"	
6	秩父市吉田阿熊	604-1	23	52-1	山林	0. 0178	クヌギ	77	IJ	"	IJ	II	"	
7	秩父市吉田阿熊	605	23	ı	山林	0. 0039	1	-	11	"	"	IJ	"	
8	秩父市吉田阿熊	607	23	ı	畑	0. 077	_	-	11	"	IJ	IJ	"	
9	秩父市吉田阿熊	608	23	_	畑	0.0634	_	_	11	"	"	II	"	
10	秩父市吉田阿熊	646-1	23	12-1	山林	0.0643	スギ	63	11	"	"	II	"	

	乙:	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	程置管理権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
11			23	12-2			クヌギ	56						
12	秩父市吉田阿熊	721	23	165	山林	0. 0819	クヌギ	77	IJ	"	IJ	II	"	
13	秩父市吉田阿熊	734	23	1	山林	0.0039	1	1	IJ	11	IJ	II	"	
14	秩父市吉田阿熊	736	23	166-1	山林	0.0049	クヌギ	77	IJ	"	IJ	II	"	
15	秩父市吉田阿熊	737	23	1	山林	0. 1107	1	1	"	"	IJ	II	"	
16	秩父市吉田阿熊	799	23	184	山林	0. 0234	クヌギ	77	IJ	"	"	II	"	
17	秩父市吉田阿熊	795	23	182	山林	0. 0198	その他広	72	IJ	"	IJ	II	"	
18	* 秩父市吉田阿熊	813	23	19-1	山林	0 1044	スギ	95	IJ	"	"	II	"	
19		010	23	19-2	ЩТ	0. 1844	その他広	78	IJ	"	IJ	II	"	
20	秩父市吉田阿熊	828	23	ı	山林	0. 037	ı	1	IJ	11	IJ	II	11	
21	秩父市吉田阿熊	830	23	32	山林	0.0902	スギ	89	"	"	IJ	II	"	
22	秩父市吉田阿熊	838	23	1	畑	0. 0456	1	1	IJ	"	IJ	II	"	
23	秩父市吉田阿熊	926	23	46	山林	0.0466	その他広	61	"	"	IJ	II	"	
24	秩父市吉田阿熊	1611	23	114	山林	0. 1183	その他広	88	IJ	"	IJ	II	"	
25	秩父市吉田阿熊	1667-1	23	117-2	山林	0. 0889	ヒノキ	48	11	11	IJ	II	11	

	Z	が経営管	理権の	設定を受	そける 新	森林 (A)				経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番号	- 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理を でいて行われる 経営管理の内容 (C)	伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
26			23	108-1			スギ	96	11	11	11	II	"	
27			23	108-2			スギ	47	"	"	"	II	"	
28	秩父市吉田阿熊	1667-2	23	108-1	畑	0. 1861	スギ	96	11	"	IJ	II	JJ	
29	伏 又印音田阿熊	1007-2	23	108-2	八四	0. 1801	スギ	47	"	"	"	II	"	
30	秩父市吉田阿熊	1668-1	23	117-1	山林	0. 0578	スギ	104	"	"	"	II	"	
31	秩父市吉田阿熊	1668-2	23	_	山林	0. 0502	_	ı	11	"	"	II	"	
32	秩父市吉田阿熊	1674	23	112	山林	0. 0509	その他広	85	"	"	"	II	"	
33	秩父市吉田阿熊	1675-3	23	113-5	山林	0. 1332	その他広	88	"	"	"	II	"	
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
39														

	Z .	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市吉田阿熊	602-1	23	51-3	保安林	0. 032	その他広	67					
2	秩父市吉田阿熊	602-2	23	-	保安林	0.0047	_	1					
3			23	50			スギ	80					
4	秩父市吉田阿熊	603-1	23	51-1	保安林	0. 1506	スギ	80					
5			23	51-2			その他広	67					
6	秩父市吉田阿熊	604-1	23	52-1	山林	0. 0178	クヌギ	77					
7	秩父市吉田阿熊	605	23	1	山林	0.0039	-	1					
8	秩父市吉田阿熊	607	23	1	畑	0. 077	-	1					
9	秩父市吉田阿熊	608	23	-	畑	0.0634	_	1					
10	秋 父市吉田阿熊	646-1	23	12-1	山林	0 0642	スギ	63					
11		040-1	23	12-2	田斧	0.0643	クヌギ	56					
12	秩父市吉田阿熊	721	23	165	山林	0. 0819	クヌギ	77					
13	秩父市吉田阿熊	734	23	_	山林	0. 0039	_	-					
14	秩父市吉田阿熊	736	23	166-1	山林	0. 0049	クヌギ	77					
15	秩父市吉田阿熊	737	23	-	山林	0. 1107	_	-					

	کا	が経営管	理権の	設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
16	秩父市吉田阿熊	799	23	184	山林	0. 0234	クヌギ	77					
17	秩父市吉田阿熊	795	23	182	山林	0. 0198	その他広	72					
18	秩父市吉田阿熊	010	23	19-1	山林	0 1044	スギ	95					
19	伏 又川 吉田門熊	813	23	19-2	ШМ	0. 1844	その他広	78					
20	秩父市吉田阿熊	828	23	ı	山林	0. 037	ı	1					
21	秩父市吉田阿熊	830	23	32	山林	0. 0902	スギ	89					
22	秩父市吉田阿熊	838	23	1	畑	0. 0456	1	1					
23	秩父市吉田阿熊	926	23	46	山林	0. 0466	その他広	61					
24	秩父市吉田阿熊	1611	23	114	山林	0. 1183	その他広	88					
25			23	117-2			ヒノキ	48					
26	秩父市吉田阿熊	1667-1	23	108-1	山林	0. 0889	スギ	96					
27			23	108-2			スギ	47					
28	秩父市吉田阿熊	1667-2	23	108-1	畑	0. 1861	スギ	96					
29	伏 文印 日 田門原	1007-2	23	108-2	7.四	0. 1001	スギ	47					
30	秩父市吉田阿熊	1668-1	23	117-1	山林	0. 0578	スギ	104					
31	秩父市吉田阿熊	1668-2	23	-	山林	0. 0502	-	-					
32	秩父市吉田阿熊	1674	23	112	山林	0. 0509	その他広	85					
33	秩父市吉田阿熊	1675-3	23	113-5	山林	0. 1332	その他広	88					
34													

	乙	が経営管	理権の)設定を受	受ける新	森林(A)			経営管理権を設	定する森林の甲以	外の権原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
35													
36													
37													
38													
39													
40													
	この計画 権利			5市町村	(乙)				住 所 (同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
	権利	を設定す	-る森ホ	木の森林原	所有者	(甲)			住 所(同上)			印	

(記載注意)

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	602-1	23	51-3	
2	秩父市吉田阿熊	602-2	23	_	
3			23	50	
4	秩父市吉田阿熊	603-1	23	51-1	
5			23	51-2	
6	秩父市吉田阿熊	604-1	23	52-1	
7	秩父市吉田阿熊	605	23	_	
8	秩父市吉田阿熊	607	23	-	<経営管理実施権が設定される場合>
9	秩父市吉田阿熊	608	23	_	○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
10	秩父市吉田阿熊	646-1	23	12-1	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
11	MATH B B FIRE	040 1	23	12-2	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの よって判断できる限りで行う。
12	秩父市吉田阿熊	721	23	165	
13	秩父市吉田阿熊	734	23	-	
14	秩父市吉田阿熊	736	23	166-1	○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
15	秩父市吉田阿熊	737	23	_	○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
16	秩父市吉田阿熊	799	23	184	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの
17	秩父市吉田阿熊	795	23	182	目視によって判断できる限りで行う。
18	秩父市吉田阿熊	813	23	19-1	
19	DOCH E FI JAM	010	23	19-2	
20	秩父市吉田阿熊	828	23	_	
21	秩父市吉田阿熊	830	23	32	
22	秩父市吉田阿熊	838	23	_	
23	秩父市吉田阿熊	926	23	46	
24	秩父市吉田阿熊	1611	23	114	
25	秩父市吉田阿熊	1667-1	23	117-2	

	対象森林				
番号	所在	地番	林班	小班	
26			23	108-1	
27			23	108-2	
28	秩父市吉田阿熊	1667-2	23	108-1	
29	依人印占田門熊	1007-2	23	108-2	
30	秩父市吉田阿熊	1668-1	23	117-1	
31	秩父市吉田阿熊	1668-2	23	1	
32	秩父市吉田阿熊	1674	23	112	
33	秩父市吉田阿熊	1675-3	23	113-5	
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	602-1	23	51-3	
2	秩父市吉田阿熊	602-2	23	1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
3	秩父市吉田阿熊	603-1	23	50	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した
4			23	51-1	額を控除した額とする。
5			23	51-2	(2.木材の販売収益の額の算定方法)
6	秩父市吉田阿熊	604-1	23	52-1	(2. 不材の販売収益の額の算足力伝) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
7	秩父市吉田阿熊	605	23	-	(0. (1):(数数); 再上,仅由。数点上注)
8	秩父市吉田阿熊	607	23	_	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に
9	秩父市吉田阿熊	608	23	_	提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
10	秩父市吉田阿熊	646-1	23	12-1	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出す
11			23	12-2	る。
12	秩父市吉田阿熊	721	23	165	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
13	秩父市吉田阿熊	734	23	_	○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
14	秩父市吉田阿熊	736	23	166-1	る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
15	秩父市吉田阿熊	737	23	_	の領に基づいて経賃を昇たすることができる。
16	秩父市吉田阿熊	799	23	184	(4. 留意事項)
17	秩父市吉田阿熊	795	23	182	○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)に より算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
18	秩父市吉田阿熊	813	23	19-1	○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
19			23	19-2	場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
20	秩父市吉田阿熊	828	23	_	<経営管理実施権が設定されない場合>
21	秩父市吉田阿熊	830	23	32	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
22	秩父市吉田阿熊	838	23	_	
23	秩父市吉田阿熊	926	23	46	(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	秩父市吉田阿熊	1611	23	114	○ □ル州は自日在で日プルツル女 レル社員は□ル・東追する ひいとする。
25	秩父市吉田阿熊	1667-1	23	117-2	

	対象森林				
番号	所在	地番	林班	小班	
26		_			
27					
28					
29			23	108-1	
30			23	108-2	
31	秩父市吉田阿熊	1667-2	23	108-1	
32			23	108-2	
33	秩父市吉田阿熊	1668-1	23	117-1	
34	秩父市吉田阿熊	1668-2	23	-	
35	秩父市吉田阿熊	1674	23	112	
36					
37					
38					
39					
40			_		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

1. 1227

		R7下吉			経営管理権の設定を受ける市町 村(乙) 経営管理権を設定する森林の森				(名称)			(所在地)		
	整 理番 号	田23林	_	4					秩父市長 清野 和彦 (氏名又は名称)			埼玉県秩父市熊木町8番15号 (住所又は所在地)		
	· H · /J	班				『埋権を設) 『者(甲)	正する森林	木の森	(八名文は	、名 你)		(住別又は別任地)		
	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理	経営管理権に基	木材の販売による収益から	乙が甲にD	
番兒	景 所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理 権の始期	権の存続 期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	してなお利益がある場合に	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	
1	秩父市吉田阿熊	727	23	-	山林	0. 0565	_	-	2025. 7. 1	2036. 3. 31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	秩父市吉田阿熊	728	23	-	山林	0. 2247	-	-	"	IJ	"	JJ	"	
3	秩父市吉田阿熊	845	23	44	山林	0. 1699	その他広	79	"	11	11	II	11	
4	秩父市吉田阿熊	729-1	23	-	保安林	0. 4876	_	-	IJ	11	11	11	11	
5	秩父市吉田阿熊	729-2	23	-	山林	0. 0836	_	-	IJ	11	11	11	11	
6	秩父市吉田阿熊	729-3	23	-	山林	0. 1004	_	-	IJ	11	11	11	11	
7														
8														
9														
10														
	•		•		•			•						

	乙	が経営管	理権の)設定を受	をける新	森林 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	秩父市吉田阿熊	727	23		山林	0. 0565	_	ı					
2	秩父市吉田阿熊	728	23	1	山林	0. 2247	_	ı					
3	秩父市吉田阿熊	845	23	44	山林	0. 1699	その他広	79					
4	秩父市吉田阿熊	729-1	23	_	保安林	0. 4876	_	-					
5	秩父市吉田阿熊	729-2	23	_	山林	0. 0836	_	-					
6	秩父市吉田阿熊	729-3	23	_	山林	0. 1004	_	-					
7													
8													
9													
10													
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)									住 所(同上)	秩父市長 清野	和彦	印	
権利を設定する森林の森林所有者(甲)									住 所 (同上)			印	

(記載注意)

- (1)この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2)共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実 測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部につい て経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	727	23	_	c top 20/c tota and city 14-14-14; 12-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-
2	秩父市吉田阿熊	728	23	_	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管
3	秩父市吉田阿熊	845	23	44	理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
4	秩父市吉田阿熊	729-1	23	_	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目 よって判断できる限りで行う。
5	秩父市吉田阿熊	729-2	23	_	
6	秩父市吉田阿熊	729-3	23	_	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
7					○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとす る。
8					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの
9					目視によって判断できる限りで行う。
10					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	秩父市吉田阿熊	727	23	_	○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に 係る経費及びその他経営管理に係る経費(森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費)として乙が算定した 額を控除した額とする。
2	秩父市吉田阿熊	728	23	-	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3	秩父市吉田阿熊	845	23	44	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に 提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
4	秩父市吉田阿熊	729-1	23	_	近かし、経営管理美施権配分計画に称付された経費の免債額により昇出する。○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算る。
5	秩父市吉田阿熊	729-2	23	_	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれ
6	秩父市吉田阿熊	729-3	23	-	る場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積 の額に基づいて経費を算定することができる。
7					(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る
8					場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
9					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。